

【相談内容】

No7-6.新技術等点検支援技術の活用について

○新技術等点検支援技術を適用可能かどうかの確認方法について

【助言内容】

- 道路橋定期点検要領（平成31年2月国土交通省道路局）」の「4. 状態の把握」に記載のとおり、「定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。」となっている。
- 新技術等点検支援技術の活用にあたっては、その活用によって得られる情報が近接目視によるときと同等であるかについて、点検支援技術性能カタログ等による確認が必要である。